

令和 8 年度（2026 年度）ブルーオーシャン新規開拓事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務名

令和 8 年度（2026 年度）ブルーオーシャン新規開拓事業業務委託

2 事業の目的

これまで本県は、非関税障壁が低い香港やシンガポールを主要輸出ターゲット市場の一つとして取組みを進めてきたが、既に多くの日本産品が輸出されており価格競争が激しく、輸出拡大は難しい状況である。

このことを踏まえ、輸出のハードルが比較的少ない国・品目を選んで新規市場開拓を行っているところであるが、更なる輸出拡大を図るためには、次なる市場の開拓を本県が先駆けて行う必要がある。

ブルーオーシャンと言われる市場は、輸出規制や政治的・宗教的要因により輸出のハードルが高いが、競合相手が少なく、品目によっては販路拡大の可能性を秘めており、県産品の更なる輸出促進・販路拡大を図るため、市場調査及びターゲット市場の選定を行うもの。

3 委託業務の内容

別紙「令和 8 年度（2026 年度）ブルーオーシャン新規開拓事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」という）」のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和 8 年（2026 年）9 月 30 日（水）まで

5 委託費

（1）委託上限額

3,000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではないので留意すること。

（2）対象経費

事業の実施に直接必要となる経費（人件費、旅費、賃借料、謝金、資材費、通信運搬費、一般管理費等）とする。

備品等の購入は対象外とし、リース又はレンタルにより調達すること。

6 実施スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| （1）公告（県 HP） | 令和 8 年（2026 年）4 月 14 日（火） |
| （2）事前説明会参加申込期限 | 4 月 20 日（月） |
| （3）事前説明会（オンライン） | 4 月 23 日（木）14 時～ |
| （4）参加申込書提出期限 | 4 月 28 日（火） |
| （5）企画提案書提出期限 | 5 月 8 日（金） |

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (6) 審査会 | 5月12日(火) |
| (7) 委託契約内容協議・委託契約締結 | 速やかに実施 |
| (8) 委託契約終了 | 令和8年(2026年)9月30日(水) |

7 受託者の要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。
- (6) 熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

8 事前説明会の開催(オンライン)

次のとおりオンライン会議による参加者向け説明会を実施する。本プロポーザルに参加を希望する場合は、必ず参加すること。

- (1) 日時 令和8年(2026年)4月23日(木)14時~(予定)
- (2) 説明会参加申込み方法

当該説明会への参加については、「公募型プロポーザルに係る事前説明会参加申込書(第1号様式)」を、令和8年(2026年)4月20日(月)17時までにFAX又は電子メールにて提出すること。

- (3) オンライン会議の参加にあたっての注意点

・事前説明会参加者に対し、オンライン会議招待メールを送付します。

※1つの会議招待メール(参加アドレス(URL))から参加できるのは1つの端末のみとなります。参加申込書には、出席者全員のメールアドレスの記入をお願いします。

※システムに接続可能な機器数(参加者数)の上限を超える場合、参加人数を調整する場合があります。

・オンライン会議アプリ(Webex)を使用します。本アプリに対応可能な(Web及びアプリ)PC等が必要となります。

9 参加表明書の提出について

本プロポーザル参加希望者は、参加表明書を提出すること。

参加表明書

① 提出書類

- a) 参加表明書（第2号様式）
- b) 会社概要（第3号様式）
- c) 誓約書（第4号様式）※ 代表者印が必須
- d) 貸借対照表及び損益計算書（直近1事業年度分）
- e) 定款の写し
- f) 法人の履歴事項全部証明書（発行後3月以内、写し可）
- g) 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（発行後3月以内、写し可）
- h) 都道府県税に未納がないことの証明書（発行後3月以内、写し可）

※ 熊本県の競争入札参加資格を有する応募者は、上記 d~h の添付書類の提出は不要とするが、資格審査結果通知書の写しを提出すること。

※ 都道府県税に未納がないことの証明書とは

- ・熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局又は県自動車税事務所のいずれかで発行する、熊本県税（全般）について未納がない旨の証明書。
- ・熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書。「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人住民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書。

② 提出方法：電子メール

※ 電話で到達確認をすること（TEL:096-333-2349）。

※ 上記 c) 誓約書は押印したものを PDF にして送付すること。

③ 提出先：okada-k-d@pref.kumamoto.lg.jp

④ 提出期限：令和8年（2026年）4月28日（火）17:00 必着（郵送も同様）

10 企画提案書の提出について

(1) 企画提案書の内容

企画提案書は、原則として A4 左綴じとし、次の順で編纂すること。

	項目	様式等
1	●表紙	第 5 号様式
2	●業務実施体制等 ※第 3 号様式別紙の内容に加え、業務体制図（任意）を添付すること。 ※一部業務を他の事業者へ委託して行う場合は、業務の役割分担等が分かるものを添付すること。	第 5 号様式別紙
3	●企画提案内容 仕様書の内容に基づき、市場選定に向けた調査の手法や調査対象とする国・地域、ターゲット市場・品目の選定方法等について記載すること。	様式：任意 サイズ：A4 20 ページ以内
4	●業務行程表 ※契約から完了までのスケジュールについて、県との契約締結に向けた協議期間を含め、関係先との協議や調整、必要とされる許認可等の手続き、実績報告書の作成など、業務の一連の流れがわかるように記入すること。	第 5 号様式別紙 (別紙可)
5	●見積書 ※見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、仕様の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳及び積算根拠がわかるように記載すること。 ※消費税及び地方消費税の金額を算出し、上記と併せて合計金額を記載すること。	第 5 号様式別紙 (A4 別紙可)
6	●その他追加提案（業務目的達成のために有効な事項）	任意
7	●事業者の取組に関する申出書（該当がある場合）	第 6 号様式

(2) 企画提案書の提出方法等

- ① 提出方法：持参又は郵送（配達証明に限る。）
- ② 提出部数：6 部（正本 1 部、副本 5 部）
- ③ 提出先：〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1
熊本県商工労働部販路拡大ビジネス課 (TEL:096-333-2349)
- ④ 提出期限：令和 8 年（2026 年）5 月 8 日（金）17:00 必着

(3) 企画提案書を無効とする場合

以下に該当する場合、提出された提案書を無効とする場合がある。

- ・ 提案書の提出方法、提出先、提出期限が守られていない場合。
- ・ 提案書の様式及び作成要領に示された条件に著しく適合しない場合。
- ・ 参加申込書又は提案書に虚偽の内容が記載されている場合。
- ・ 審査委員又は関係者に企画提案書に対する協力を求めた場合。

(4) 提出された企画提案書の取扱い

- ・ 提案書の返却は行わない。
- ・ 提案書の作成・提出に係る費用は提案者の負担とする。
- ・ 県は、提案書の審査及び説明のために、写しを作成し使用することができる。
- ・ 提案書は熊本県情報公開条例等に基づき、公開することがある。

11 審査会（プレゼンテーション）の開催及び委託候補者の選定について

提案書の内容等について、選考委員による審査を行い、委託候補者を決定する。

(1) 審査会の開催日等

- ① 開催日：令和8年（2026年）5月12日（火）13時30分～（予定）
 - ② 場所：別途通知
 - ③ 選定結果：電子メールにより審査会参加者全員に通知
- ※1社30分程度（質疑・採点時間等含む）。時間等は後日個別に連絡。

(2) 審査会

委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、提案書の審査、委託候補者の選考を行う審査会を置くこととし、選考委員は、熊本県職員等の中から、業務の関連又は業務実績を考慮し、4名を選出する。

※企画提案希望者が10者以上となった場合は、(3)に基づき、県にて提出された企画提案書等の事前審査を行い、企画審査会に参加する者を選定する。

(3) 審査及び委託候補者の選定

- ① 審査会では、提案書及び参加者からのプレゼンテーション内容を次ページの表に定める評価の視点に基づき審査し、最高得点者を本業務に適した委託候補者として選定する。
- ② 選考委員の持ち点は各100点とし、合計点は100点×4人=400点とする。また、最低基準を50点×4名=200点とし、全参加者が最低基準に満たなかった場合は、委託候補者該当なしとして再度公告の上、企画提案書を募集する。
- ③ 最高得点で、同点の企画が複数出た場合、1位を選定した選考委員の多い企画から順に委託候補者、次点者を決定する。さらに同点の場合は、選考委員の多数決により決定する。

- ④ 委託候補者が、「7 受託者の要件」に該当しないことが判明した場合又は契約を辞退した場合には、次点者を委託候補者とする。

<評価の視点>

評価の視点			配点	
1	実施体制 業務遂行能力 (35点)	海外輸出に関する知識やノウハウを有し、本業務を安定して確実に遂行するために必要な人員体制等を有しているか	10	
		業務を遂行するに当たり有益な知見、情報収集能力を有しているか また熊本県産品の特徴を正しく理解しているか	15	
		過去に国・自治体等が行う海外輸出関係事業を受託した実績の有無や、その内容・成果	10	
2	提案内容 (40点)	企画は本事業の趣旨に沿って立てられているか	10	
		市場調査は効果的に実施される手法となっているか	10	
		調査対象となる国・地域のは適切か ※少なくとも3地域・5か国以上	10	
		ターゲット市場・品目の選定方法は適切か	10	
3	計画性 (10点)	期間内の実現が可能なプラン、スケジュールになっているか	10	
4	経費の妥当性 (10点)	予算の範囲内において、提案内容と整合性がある経費が適切に見積もられているか。	10	
5	県が 推進する 事業 (5点)	①働く環境の整備	①熊本県プライト企業の認定を受けていること ②障害者支援施設等から物品及び役務の調達実績 (今年度又は前年度) または協力雇用主登録制度の登録があること ③事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言 RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績(今年度又は前年度)があること。 ④熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録していること ⑤熊本県SDGs登録制度またはパートナーシップ構築宣言に登録していること 上記①~⑤に1つ該当は1点、2つ該当は3点、3つ以上該当は5点	5
		②多様な人材の活躍		
		③環境配慮		
		④事業者による地域経済の振興		
		⑤その他持続可能な社会の実現		
合計			100	

12 委託契約の締結

県は委託候補者と協議を行い、契約条件を確認のうえ、改めて見積書を徴取し、予算額の範囲内で委託契約を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者と契約の締結について協議する。

13 契約保証金

契約しようとする者は、熊本県会計規則第 77 条の規定により、契約保証金（契約金額の 100 分の 10 以上の金額）を納付しなければならない。

ただし、熊本県会計規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

14 その他

- (1) プロポーザルに係る費用は、一切支払わない。
- (2) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（第 7 号様式）を提出すること。
- (3) 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。